

(第一類 第十一号)

第十三回国会 通商産業委員会議録 第四十八号

衆議院

昭和二十七年六月五日(木曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 小川 平二君 理事 多武良哲三君

理事 中村 幸八君 理事 山手 満男君

理事 今澄 勇君

阿左美廣治君

小金 義照君

土倉 宗明君

永井 要造君

淵上房太郎君

南 好雄君

高橋清治郎君

加藤 錠造君

横田 基太郎君

江田 斗米吉君

高木吉之助君

土倉 宗明君

永井 要造君

淵上房太郎君

南 好雄君

高橋清治郎君

加藤 錠造君

横田 基太郎君

江田 斗米吉君

高木吉之助君

土倉 宗明君

永井 要造君

淵上房太郎君

南 好雄君

高橋清治郎君

加藤 錠造君

横田 基太郎君

江田 斗米吉君

高木吉之助君

土倉 宗明君

する臨時措置法案を議題といたし、提出者より提案理由の説明を求めます。

南好雄君。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案

特定中小企業の安定に関する臨時措置法

(目的)

第一條 この法律は、中小企業の占める重要性が極めて高い工業部門について、製品の需給が著しく均衡を失した場合において、適切な需給調整措置を講ずることができるようにし、もつて中小企業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「指定業種」とは、工業部門に属する業種であつて、当該業種に属する事業を営む者の中の三分の二以上が中

小企業者であり、且つ、当該業種に係る製品(加工品を含む。以下同じ。)の過去一年間の総生産数量の概ね二分の一以上が中小企業者によって生産されている業種のうち、別表に掲げるものをいう。

2 前項の業種の定は、当該業種に

均衡を失し、そのために当該業種に係る産業及びその関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞がある場合において、行われるものとする。

○中村委員長 これより会議を開きま

す。

本日はまず特定中小企業の安定に関

當時使用する従業員の数が三百人以下の事業者をいう。

(調整組合)

第三條 指定業種に属する事業を営む者は、その共同の利益を増進するため、調整組合を組織すること

ができる。

(法人格)

第四條 調整組合は、法人とする。

(原則)

第五條 調整組合は、左の要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し又は脱退することができるること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第六條 調整組合は、その名称中に調整組合といふ文字を用いなければならぬ。

2 調整組合でない者は、その名称中に調整組合といふ文字を用いてはならない。

(地区の重複禁止)

第七條 調整組合の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。但し、業種を異にするものは、この限りでない。

(組合員の資格)

第八條 調整組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において指定業種に属する事業を営む者とする。

(組合員の資格)

第九條 調整組合は、その組合員の

総数がその地区内において定款で定める組合員たる資格に係る業種に属する事業を営む者の総数の二分の一以上であり、且つ、その組合員の三分の一以上が中小企業者であるものでなければ、これを設立することができない。

(設立の認可)

第十條 委起人は、創立総会の終了後連続なく、定款その他必要な事項を記載した書類を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(解散)

第十一條 調整組合の定款には、少くとも左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 組合員の権利義務に関する規定

八 事業の執行に関する規定

九 役員に関する規定

十 会計に関する規定

十一 公告の方法

十二 公告の方法

(定款の変更)

第十二条 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併)

第十三条 調整組合の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(一〇一七)

四十八号

二 前号に掲げる事業を行つたために必要な調査、研究、製品の検

査

三 この法律で「中小企業者」とは、

本日はまず特定中小企業の安定に関

す。

○中村委員長 これより会議を開きま

す。

とであります。なお右指定業種は法律
によって指定されるのでありますし、
政令に委任するものではないのであり
ます。

その第二点は、かかる指定業種を含む者は、組合員の総数がその地区内において指定業種を営む者の総数の二分の一以上であり、かつその組合員の三

限つて、調整組合を組織することがあります。しかして調整組合は当該業種にかかる産業において

小限度の範囲内において、並びに不当に差別的でない限りにおいて、組合員の指定業種にかかる製品の生産数量も

しくは出荷数量すればその製造の認可に関する制限を定めることができる」とあります。なおこの制限の内容、その実施に関する定めについては、大臣の認可を必要とする
ちゃんと通常産業大臣の認可を必要とする

るとともに、通産大臣はこれが必要なことを認むときは、その認可を取消すことがあります。

その第三点は、調整組合の運営が組織され、同一業種に属する事業を掌む者の大部分が一つの連合会の総合調整計画の適用を受けることになつた事

合において、同一業種を営む者の組合以外の事業活動が連合会の自主的調整の効果を著しく阻害し、かような事態を放置しては当該業種にかかる産業

及びその関連産業の存立に重大な影響を及ぼすことがあると認めるときは、通商産業審議会は、連合会の申出に基き、組合員に対する勧告を課す。この勧告は、外の者を含むすべての者に対し、同一の基準の制限に従うべき旨を勧告がでること、さらにもし右勧告をもつて

てもなお効果のないときは、同一内容の及ぼす影響の重要性にかんがみ、通商産業大臣の行う行政行為の必要事項を審議するため、中小企業安定審議会を設け、その委員には指定業種を管むる者の製品の販売業者、消費者、指定業種の関連業者及び学識経験者を任命することとし、公平性と民主性とを保持した点であります。

その第五点は、本法案の内容は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに事業者団体法の適用を排除する点であります。

以上のとく、要するに本法案は、わが中小企業の特性にかんがみ、その合理的な発展を意図しつつも、臨時に必要な最小限度において、特定産業の安定をはかり、ひいては国民経済の円滑なる運行を進めるために、必要にしてやむを得ざる最善の措置なりと確信しているものであります。何とぞみやかに御審議の上、御賛同せられることをお願いする次第であります。

○中村委員長 以上をもつて提案理由の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は次会において行うこといたします。

徹底をしてお聞き取りすることができなかつたのが残念であつたわけであります
が、この委員会は、十分詳細に詮索來
の経過なりいろいろなお考査を承
る所の間隔の採用に及ぼすこ

う氣持を持つておりますので、まず松
本公益事業委員会委員長から、本会議
でお述べにならうとした大要でもよろ
しく、ござりますから、経過の詳細を

○松本政府委員　ただいまの御質問にお答え申し上げます。一昨夜の議場から明瞭な音として、もう少し詳細にかづ明瞭

にお答えをしたいと思ひましたが、いかなる理由か、議場が今おつしやつた
ように非常に喧騒をきわめまして、私
のような老人の声ではどうい微弱で

きない。私がこうやつて見ておると、速記者も速記がおそらくできなかつたよう見えました。どういうわけか存じませんが、はなはだ遺憾にのこと

を感じました。ただいま今回の東京大統合の総会が中途で終つてしまつたことに、う変なことが起りましたことに、ついで、われく委員会の知つておること

について述べてくれと、いろいろお話を伺いましたが、実は一昨日でございましたか、参議院の方で質問がありまして、その際は議場もきわめて静謐でした。つまり、担当大臣までして、そ

速記録が、私けさむよつと見まし
よくは見ておりませんから間違いが生
るかないかわかりかねますが、もしも
要がありましたら、そういうものを

らんをいただきたいと思います。しこでござわめて大要を述べまして、さらに御質問に応じて、いろいろ詳

を述べへたいと思ひます。

は、昨年の五月一日に「日発」という新規の送電会社が九つと日発となり、旧配電会社は九つと日発となりました。この十ヶ会社が解散されまして、九つの新しい電力会社ができるのであります。これらの旧会社はいわゆる過度経済力集中排除法で排除されるべく命令されておつたものと思ひます。何か私はつきり存じませんで間違つておるところがあつたら直してもらいますが、そういうふうなわけで、再編成ができたわけであります。当時日発が再編成の結果としまして九つの各電力会社の株を、自己の出資した財産に応じて、非常に大きな株を持つておつたのであります。これをいつまでに日発の旧来の株主にもとさすかといふことについては、通常集中排除法によつて、そういうことが起りました場合には、たいがい役員の任期をきめますのに六箇月という例が多かつたそうであります。当时も六箇月でよくはないかといふ説がありました。たしか私の記憶では、當時アメリカから来ておつた司令部の人たちも、ほかの例が六箇月だから、これも六箇月でよくなあいかといふ話がありました。これに対しまして、私はどうも今までの会社とは大分違う。実際日発の会社は非常に大きい、株主の数も十数万になつておる。そしてそれらの株主が九会社の株をわけてもらうのであるから、六箇月ではあるいはわけ切れぬようなことが起りはしないかと思う、一年あれば一年これが十分だらうといふので、一年といふことに任期をきめまして、従つてこの五月の下旬に各会社においてすべての役員の任期が満了しまして、これらの人たちの改選をすることになつたのであります。この日発の清算につき

限を持つております。これは全部公正取引委員会の方で監督をされる。従つて多分順当に進んでおると思っておりました。ところが必ずしもそうでは

い。なか／＼ひまがかかるおもてなし。
だといこうとも聞きました。五月の初めごろから、たしか各電力会社の株式の名義書きかえは停止されて、その時

分にまだ日発では一株も株主に分けておらぬ。従つて全部の株を日発一社が持つておつたということを聞きまして、はなはだ意外に考えました。しかし

しこれはしかたがないことと思いまして、この株主権をも濫用して行使されることがありますては、電力界の秩序が乱れてしまうということを心配い

正取引委員会の方に私の方の意見を御参考のために書面にして差上げました。その一つの点は、以前から衆議院でた。

はもちろんまた多額の賃金をもつても、どうも新しい電力会社の役員が少し過ぎる。使用者やなんかも過ぎるという話でありましたが、使用者の方は当時賃金の際に減らさないと

うことにきめられておつて、これでわざわざわけに行かなかつた。役員はわれが指定したのでありまするが、それが多過ぎる、もう少し合理化しな

方がいいといふお話を委員会等であくまでいたしました。われわれもともと考へて、よい機会があつたらなるべく減らすようにならうのだということを覚

えておきました。その趣意を述べまして、どうか今度の役員改選の際に数ふえるといふようなことにならぬよう、御注意を願いたいということ。第点としては、現在の電力会社の役員は

私どもの見るところでは大体においてまずうまくやつておる。もちろんその役員は主として配電会社及び日発の役員がなつておるのであります、これらの仲はなか／＼しつくりとは行きかねる。しかしながらすでに一年を経過して、どこも大体においてしつくり行つておる。内紛なんというのも一向ないようです。これまたさらにいじり直すと、いろいろことがあるといへん困難はせぬか。せつからく会社が非常に勉励して、あるいはロスの軽減なんといふことには目ざましい功績を上げております。また電源の開発につきましても、火力と水力と合せて二十六年度にはたしか四十三万キロくらいの開発をしております。これはあたりまえのことではとうていできぬほどの勉強をしてやつておる。これらの成績から考えて、今役員をいろ／＼変更するような議論が起つては困るから、そういう場合には多分株主総会でならないと思うが、日発の議決権行使について監督権を持つておられる公正取引委員会においては十分御注意願いたいという意味のことを書面で申し上げました。それに対しても書面はたしかにいたしておられたぬかと思ひますが、公正取引委員会の方もまあ同意されておるようになります。そういふぐれわれは聞いております。そういふぐれわれは聞いておりましたが、他の各配電会社においては、別にどつちにも異議なく、大体におきましては多少の人員の変更はありました。しかしこれらはみな現任の役員と日発側の人たちとも話合いをしておいて、別にどつちにも異議なく、大体において旧来のままできた。かかるに東京電力についてはそらは行かなかつた、というのは新不榮吉君が東京電力の会長をしておつた。それが最近御

新木君の欠員を補充するということにすれば十五人ということになる。十五人以内において今の三人の人を入れるということの議決権の行使はよろしいということを、たしか二十八日の午後か何かにお申渡しがあつたよう聞いております。そのことをわれ／＼が聞きましたのは、二十九日の午後もよほどおそくであつたと思います。そのときに私は、おそらくこの三人の新しい候補者というのは日発側全部を入れられる考へではない、現在の人たちの上に新木君のかわりに欠員があるから、三人のうちだれかを入れるという意味だろうと実は思つておりました。そのくらいのことならあるいは大したことでもなかろうかと考えておりました。しかるに二十九日十時から総会が始まると、いう当日の朝九時半ごろに電話で、そういうわけではなく、三人の人を全部入れる、そのためにはどうしても二人現任者をどかせなければならぬ、その二人の現任者をどかす人は安藤社長と常務取締役の堀越君、この二人をやめさせて、そして今前日に言われておつた三人の人を入れたいということのような話であった。はなはだ意外であるが、ということを聞きました。たいていなん意外なことで、そういうえらいことを当日の朝になつて突如として申し出すということは、これは通常の場合ではあり得ない。昔その会社を乗つ取るといふようなときにはとき／＼そういうこともあつたようであるが、たいてい驚くべき話であります。私はその際いろいろ考えました。そういう議決権の行使は、たとい公正取引委員会の承認がありましても、これは明らかに権利の濫用であつて、そういうことをす

の濫用につきまして一言よけいなことをお話し申上げますが、権利の濫用の違法である、濫用したところには権利はないということの觀念は、これは十九世紀の末頃、資本主義の爛熟した時代から出て來た觀念であります。初めはただ一、二の学者がそういうことを言い出したにすぎない。しかしながらその學説がだん／＼と實を結びまして、最近に至つては方々の國でそういうことになつております。御承知のように、日本の民法が昭和二十二年に改正されたときと思ひますが、第一條にこれを明記しております。民法の第一條では、「第一項において「私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ」第二項において「権利ノ行使及び義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」第三項において「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」」こういうことを規定いたしております。こういうような思想は、最近五十年の間にだん／＼各國の判例等でてきて来ておるのであります。またそれにやや近いような立法も最近の立法にはあるのであります。しかしこれは十九世紀時代の権利思想とは全然違う。十九世紀時代の権利思想というものは、権利があればどんなことでもできる。いかに不當に見えるようなひどいことでも、権利は権利でできるのだ。たとえば隣のうちの地面を買おうと思うが、どうしても売つてくれぬ。売つてくれないのはしかたがない。そうすると、その境に恐ろしい高い堀を建てて、隣のうちには風も入らぬようにしてしまふといふようなこともさしつかえないといふように乱れておつた。われ／＼もそりうる実例を東京市中においても見まし

そのかわりましたいろいろの判例等のことを一々お話しすると一時間も二時間もかかると思いませんからそれは申し上げませんが、日本でも判例によつて、権利の濫用は違法であつて、不法行為を構成し得るというような観念が判例等でだん／＼でてきております。たしか大審院の判例で最後に出て来たのは、昭和十年ごろだつたですか、よく覚えておりませんが、それは温泉の水を運ぶための管がある人の持つておる土地の中を断りなしに通つた、これは昔の十九世紀時代の権利の絶対性を認めておる原則から申せば、これはもちろんのけさすことができる、当然の話と當時の多くの人は考えたと思います。しかししながらこれについて非常に争いがあつた結果、たしか大審院かと思いますが、これは権利の濫用でのけさすことはできない、無斷で自分の地面上にそういうものが入つて來たというが、これは公共のために必要なことである、それをのけさすようなことは権利の行使としてはいかぬといら判例がたしかあつたよう思つております。そういう法律の解釈からいえば非常に明らかになります。今申したように民法の第一條の規定があります。だれが見てもひどいじやないかといふような権利の行使ということは濫用である、そういう行使はできないのだ、それを無理にやれば違法であつて、すなむち不法行為に

なり得るというよに見ることは、これはもう明文によつて法律が明らかに規定してしまつたことであります。私の考え方では、あの際にもしただいまべたような日清清算人の権利の行使があつたとすれば、これは明らかに権利の濫用で、確かに違法であつて無効であると思います。それはなぜかと申せば、言うまでもなく商法の規定によりますと、解散した会社は清算の目的の範囲内においてなお存続するものとみなすといふ規定があるのであります。すなわち解散された清算会社といふものは、その権利能力は清算の目的の範囲内だけにしが存しておらぬ、それ以上には存しておらない。解散される前の会社であれば持つておるところの株式について株主権を十分に行使できる、そして自分の気に入るような重役を選んで、これによつてその会社が適当な業務をやつて行くようにしたいということはできましよう。しかしながら解散後の会社は、清算の目的の範囲内においてのみ存続しているにすぎない。そういう会社が自分の持つている株式の株主権を行使して、他の会社の人事に関与するというがごときは、これは明らかに権利の濫用であると私は考えます。しかしそんなことを言つてもしようがない、よく話をしたら何とか清算人も反省するだらうと考えまして、私は昭和二年以来日本工業クラブに事務所を持つておりますので、その事務所へ行つてひとつよく状況を見たるが清算人自身は出席しておらぬ、清算人の代理人としてある弁護士が一人い、電話等ではとうていわからぬといふので事務所まで出かけました。ところが清算人自身は出席しておらぬ、清算人の代理人としてある弁護士が一人出席しておる、その弁護士がそういう

ことを言うのであつて、どうしたものか
がない、もう話合いをする余地も何
もないという話であります。それは
困つたことだが、もしさういうことで
決議ができたら、あとで必ずや決議取
消しの訴えその他これに基いての新し
い役員の職務執行停止及び代行者の選
任というような仮処分の申請といふよ
うなものが東電の方の株主等から起さ
れはしないか、そういうことになつて
もみ合つておつたならばなはだ困つたこ
とであると考えましたが、いかせん私
どもは何ら権限を持つておりますんの
で、事を傍観しておるのほかなかつた
という状態であります。私どもがこ
のクラブに参つたときには、役員選任
の議案だけを残して他の議案はすでに
決議され、そこで休憩をしておつたそ
うであります。大勢株主がそとへ出て
おつたよう見えました。それはいた
し方がない、どうも困つたことだと思
つておりました。ところがあとの状況
を聞きますと、株主中から、この総会
は今は流会にして、もう一べん総会を開
いてそれまでによく協定をしてやつ
てもらいたいというような議があつた
そうであります。多数の株主がこれに
賛成をしておつて、そのときにはほんと
うを言えば決をとるべきだったと思ひ
ますが、しかしながら多數の株主の賛
成によつて流会の宣言をしたそうであ
ります。法律的にこれを見ますれば、
この流会の宣言は正当防衛であつて、
よろしいと私は今もそう考えておりま
すが、何しろそういうことで流会にな
つて総会は終つたそうです。し
かるに日発側の今の代理人ら数人の人
が同日の夜八時何十分かに集つて、前

何かを決議したそうであります。かくのこととき決議は会社の何ら関知しないところでありますから、もちろん全然無効なものであると私は考えております。そんなようなことではなはだ遺憾なことが起りました。しかし結果から申せばそれによつてこういう不当な行為が遂行されないでしまつた、もします。そういうことなしに済んで、非非常な騒擾を來し、電力会社の事業に大いなる阻害を來したものと思ひます。そういうことなしに済んで、この当否いかんということについては、もし裁判所に訴えでも起れば裁判所がこれを決定されることと思ひます。われ々は関与するところではない、そういうことではなはだ遺憾なことであります。非常にやつかないことをならず途中で済んでしまつたということはむしろよかつたようになります。いずれおそらく近いうちにさらに総会を開いて役員選任の決議をすることと思つております。

ことは、何かたまにするその背後の考え方があが動いておつたから、こういう事態になつたのだという御所見のようにも承りましたが、この点が一点、もう一ときは、権利の濫用といふお話をあります。だが、これは横田公取委員長がおいでになつておりますから、対決といふことでもないわけがありますが、あとから双方の見解をただしてみたいと思います。清算に入つておる日発が、この段階において株主権行使することは権利の濫用であると松本委員長はおつしやつた。同じ政府機関である公取の委員長は、これは許した方がいいということでお許しなつた。両政府機関において見解の対立があるわけであります。この二点が非常に重要な問題点であろうと思ひます。ところで、日本の商法の大家である松本先生から、日発の清算が進まないであらうことになつた。この清算が非常に遅れたということは通常の状態であるか、やむを得ない状態であるのか、あるいはやろうと思えば今まで幾らでもやられたような事態であつたかどうか、そういう点を御説明願います。

が残余財産のほとんどが分配され、そのおけるべき金について、まず適当と認めるだけの株式を事実においてわけてしまふ。これは多くの会社は解散してしまう。三年も四年も清算がかかる、その間に訴訟ができる、たいていへんなひまがかかります。そういう間新しい会社の株式といふものはまったくもらえないということになつては、株主は非常に迷惑です。そういうことにならぬために、解散すると同時に株式の分配を適当な範囲においてきめ、そしてあとで株主に払う金をかたにして、株式の方はまず分配してしまふ。しかる後におもむろに清算をやる。その清算の方は場合によつては訴えでも起されますとずいぶん長くかかります。小さい会社でも二、三年くらいかかる例はあると思います。その間株主はすでに株をもつておる、その株をもつたかわりにあとでもらう金はもらえない。差引計算いたして、残つただけの金はさらに追加して残余財産分配としてあとでもらいます。集中排除法の適用でできたような場合には、おおむねそうやつております。そういうことになれば、株式の分配といふことはそんなに長いことはいらないのじやないか。私の知つておる範囲においてはどこでもやつておる。今度日発が株式を分配するそりであります、これもやはりそういう方法でやるのであって、清算が結了するのはおそらくはまだ二年やそこらかかるのじやないかと考えております。そういう方法を今一度とるのだと私は考えております。そ

うなればそういう方法はもつと早くできただと私は考えております。

○山手委員

松本委員長の清算に関する御説明は一応よくわかるのであります。しかし、何百万株といふようなもの、しかも零細な株主がたくさんあって、それをお寄せ集めるためにひまなかつたといふような説明を先般私承つたのであります。

清算に関して過度集中排除法のこと

ものによつて清算に入らざるを得なくなつた会社の清算の監督を、公取の委員長はどういうふうにしていらっしゃつたか、まず承りたいと思います。

○横田(正)政府委員

日発の株式の分

配に関しましては、特に御要求がございましたので、先般本会議ではなはだ簡単ではございましたが、一応アウト。

ラインを申し上げたわけでございま

す。それに附加して申し上げさせてい

ただきましたが、株主が非常に多くござ

いますことと、分配すべき株が約六百

万株にも及びますこと、新会社の額

面積が十倍の五百円というような関係

からいたしまして、決定指令で一応き

まりました率だけによつてやります

と、非常に小さな株主に不利益を与えると同時に、一人の株主にあまり欲し

ないところのいろいろな会社の株が形

式的に分配せられるということになり

ますので、その点を調整いたしました

めに、日発清算当局におきましては、いつとこの案が立つたのであります。その間に日発の株主総会がたしか二回あつたと思ひます。その株主総会

も今申しましたような問題について、いろ

いろ案を練り、八月に至つて一応の案

ができました。その案に従つて日発の

株主十五万のうち、十株未満のものは

金銭で済済せざるを得ないわけであり

ますが、それ以上のものにつきまして

は、一々その意見を聞きまして、約十

三万四千何人かに対しまして意見を徵

しまして、これに対して、ほとんどそ

の七割五分に當る十万人がいろいろ希

望を述べて参つたわけでございます。

その希望に基きまして、株の集合あつ

せんといつておりますが、片寄せと申

しますか、その手続をとりまして、や

つと五月に至つて最後の決定ができた

わけでござります。その結果五万六千

人の失権株主が出るものが、わずかに

二万幾らで済み、しかも株主の総数が

本来の手続によりますと新会社で五十

八万人になるはずのものがわずかに二

十万人、あるいは株券にしまして、

株券が十倍の五百円といふような関係

からいたしまして、決定指令で一応き

まりました率だけによつてやります

と同時に、一人の株主にあまり欲し

ないとところのいろいろな会社の株が形

式的に分配せられるということになり

ますので、その点を調整いたしました

めに、日発清算当局におきましては、いつとこの案が立つたのであります。その間に日発の株主総会がたしか二回あつたと思ひます。その株主総会

も七〇%ぐらいは済んでおる。その他

財産の処理の問題が、まだこれらの問

題でわざかに一部が処理せられただけ

で残つております。これが将来の問題

でございます。この財産の処理につき

ましては、一々公正取引委員会の認可

を必要といたしますし、なお毎月毎

月詳細な報告を徴して、不当な清算事

務の行われませんように、監督いたし

ております。まずそれだけ御説明を

おこなつて参つたわけでございます。

なお日発の清算事務全般につきまし

て、公取はどういうふうに考えておる

かといふお話をございますが、日発の

清算事務につきましては、ただいまの

人間の失権株主が出るものが、わずかに

二万幾らで済み、しかも株主の総数が

一百五十万の株券が出ておるが、その半

分以下の六十八万ぐらの株券で済む

ということで、この集合あつせんは、

立てる問題、あるいは債務を弁済する

問題、ここに御承知のように、特別交付

金といふものがありまして、たしか六

十万人、あるいは株券にしまして、

株券が十倍の五百円といふような関係

からいたしまして、決定指令で一応き

まりました率だけによつてやります

と、非常に小さな株主に不利益を与える

ると同時に、一人の株主にあまり欲し

ないとところのいろいろな会社の株が形

式的に分配せられるということになり

ますので、その点を調整いたしました

めに、日発清算当局におきましては、いつとこの案が立つたのであります。その間に日発の株主総会がたしか二回あつたと思ひます。その株主総会

も今申しましたような問題について、いろ

いろ案を練り、八月に至つて一応の案

ができました。その案に従つて日発の

株主十五万のうち、十株未満のものは

金銭で済済せざるを得ないわけであり

ますが、それ以上のものにつきまして

は、一々その意見を聞きまして、約十

三万四千何人かに対しまして意見を徵

しまして、これに対して、ほとんどそ

の七割五分に當る十万人がいろいろ希

望を述べて参つたわけでございます。

その希望に基きまして、株の集合あつ

せんといつておりますが、片寄せと申

しますか、その手続をとりまして、や

つと五月に至つて最後の決定ができた

わけでござります。その結果五万六千

人の失権株主が出るものが、わずかに

二万幾らで済み、しかも株主の総数が

一百五十万の株券が出ておるが、その半

分以下の六十八万ぐらの株券で済む

ということで、この集合あつせんは、

立てる問題、あるいは債務を弁済する

問題、ここに御承知のように、特別交付

金といふものがありまして、たしか六

十万人、あるいは株券にしまして、

株券が十倍の五百円といふような関係

からいたしまして、決定指令で一応き

まりました率だけによつてやります

と、非常に小さな株主に不利益を与える

ると同時に、一人の株主にあまり欲し

ないとところのいろいろな会社の株が形

式的に分配せられるということになり

ますので、その点を調整いたしました

めに、日発清算当局におきましては、いつとこの案が立つたのであります。その間に日発の株主総会がたしか二回あつたと思ひます。その株主総会

も今申しましたような問題について、いろ

いろ案を練り、八月に至つて一応の案

ができました。その案に従つて日発の

株主十五万のうち、十株未満のものは

金銭で済済せざるを得ないわけであり

ますが、それ以上のものにつきまして

は、一々その意見を聞きまして、約十

三万四千何人かに対しまして意見を徵

しまして、これに対して、ほとんどそ

の七割五分に當る十万人がいろいろ希

望を述べて参つたわけでございます。

その希望に基きまして、株の集合あつ

せんといつておりますが、片寄せと申

しますか、その手続をとりまして、や

つと五月に至つて最後の決定ができた

わけでござります。その結果五万六千

人の失権株主が出るものが、わずかに

二万幾らで済み、しかも株主の総数が

一百五十万の株券が出ておるが、その半

分以下の六十八万ぐらの株券で済む

ということで、この集合あつせんは、

立てる問題、あるいは債務を弁済する

問題、ここに御承知のように、特別交付

金といふものがありまして、たしか六

十万人、あるいは株券にしまして、

株券が十倍の五百円といふような関係

からいたしまして、決定指令で一応き

まりました率だけによつてやります

と、非常に小さな株主に不利益を与える

ると同時に、一人の株主にあまり欲しないところのいろいろな会社の株が形式的に分配せられるということになり

ますので、その点を調整いたしました

めに、日発清算当局におきましては、いつとこの案が立つたのであります。その間に日発の株主総会がたしか二回あつたと思ひます。その株主総会

も今申しましたような問題について、いろ

いろ案を練り、八月に至つて一応の案

ができました。その案に従つて日発の

株主十五万のうち、十株未満のものは

金銭で済済せざるを得ないわけであり

ますが、それ以上のものにつきまして

は、一々その意見を聞きまして、約十

三万四千何人かに対しまして意見を徵

しまして、これに対して、ほとんどそ

の七割五分に當る十万人がいろいろ希

望を述べて参つたわけでございます。

その希望に基きまして、株の集合あつ

せんといつておりますが、片寄せと申

しますか、その手続をとりまして、や

つと五月に至つて最後の決定ができた

わけでござります。その結果五万六千

人の失権株主が出るものが、わずかに

二万幾らで済み、しかも株主の総数が

一百五十万の株券が出ておるが、その半

分以下の六十八万ぐらの株券で済む

ということで、この集合あつせんは、

立てる問題、あるいは債務を弁済する

問題、ここに御承知のように、特別交付

金といふものがありまして、たしか六

十万人、あるいは株券にしまして、

株券が十倍の五百円といふような関係

からいたしまして、決定指令で一応き

まりました率だけによつてやります

と、非常に小さな株主に不利益を与える

ると同時に、一人の株主にあまり欲し

ないとところのいろいろな会社の株が形

式的に分配せられるということになり

ますので、その点を調整いたしました

めに、日発清算当局におきましては、いつとこの案が立つたのであります。その間に日発の株主総会がたしか二回あつたと思ひます。その株主総会

も今申しましたような問題について、いろ

いろ案を練り、八月に至つて一応の案

ができました。その案に従つて日発の

株主十五万のうち、十株未満のものは

金銭で済済せざるを得ないわけであり

ますが、それ以上のものにつきまして

は、一々その意見を聞きまして、約十

三万四千何人かに対しまして意見を徵

しまして、これに対して、ほとんどそ

の七割五分に當る十万人がいろいろ希

望を述べて参つたわけでございます。

その希望に基きまして、株の集合あつ

せんといつておりますが、片寄せと申

しますか、その手續をとりまして、や

つと五月に至つて最後の決定ができた

わけでござります。その結果五万六千

人の失権株主が出るものが、わずかに

二万幾らで済み、しかも株主の総数が

一百五十万の株券が出ておるが、その半

分以下の六十八万ぐらの株券で済む

ということで、この集合あつせんは、

立てる問題、あるいは債務を弁済する

問題、ここに御承知のように、特別交付

金といふものがありまして、たしか六

十万人、あるいは株券にしまして、

株券が十倍の五百円といふような関係

からいたしまして、決定指令で一応き

まりました率だけによつてやります

と、非常に小さな株主に不利益を与える

ると同時に、一人の株主にあまり欲しないところのいろいろな会社の株が形式的に分配せられるということになりました

のであります。この株の分配は、ほんとこの日発の清算の仕事の進行状況はよろしくございました

が、これは通常の特別配当ではありません

のであります。この株の分配は、ほんとこの日発の清算の仕事の進行状況はよろしくございません

にいたしましたが、そこいろいろ、複雑な関係があるわけでございます。もちろん、先ほど申しましたように、この複雑性は認めながら、この清算事務の処理につきましては株式の分配問題を始め、その他非常に督促はいたして来ております。なお今後も私どもの監督権を御期待願いたいと思いますが、日発のしていることを私どもただじつと見ておるわけではございません。今後も大いに清算を促進し、一日も早く清算をするように持つて行きたいと考えております。

○山手委員 莫大な国民、すなわち株主が待望しているのにもかかわらず、一、二の清算人の手に株式が長い間握られておつた。しかもこの実際を聞いてみますると、総会の直前まで押えておつて、二十二日によくやく引きかえの通知をして行くというふうな事態は私はどうかと思う。今公取委員長からお話をございましたが、二十二日になつて総会に間に合うよう株式の引きかえの通知書が出せる状態であるならば、こういう重大な総会でありますから、もう一月前あるいは二月前に切上げて旧日発清算人がこの株式を本来の株主に返還することは、私は努力次第でできたと思う。しかしそれをえてやらなくとも、株式の名義の書きかえも停止されて総会の直前に本来の株主に返還する手続を始めたといふ点が、私は相当に疑義のあるところであります。これは今後さらに解明をして行かなければいけないだらうと思います。

それから第二の点でありますのが、さつき松本委員長から権利の濫用であ

の濫用である。こういふうにはつきりいろいろ、籠蓋を傾けて所信の吐露があつたのであります。その点について公取の委員長の御裁定とは全然逆なんです。この点が非常に重大です。横田さんの御説明をお願いいたします。

○横田(正)政府委員 日発の議決権の行使は、株式が分配せられない状態のもとにおきましてはこれを承認しなければならない。つまり日発の株主権にいたしましては、新電力会社の株主総会は有効に成立をいたさないわけあります。従いまして日発の株主権行使すること自体は何人も否定しない、それが法律上正しいものであるということは、これを否定し得ないと思います。ただその行使の方法と申しますか、その内容が問題になるわけでありまして、これがわれくの委員会において先ごろから、昨年の七月でござりますが、特に指定会社の株主権の行使につきましては当委員会の承認を必要とするといふふうな制約をいたしました理由でございます。つまり株主権の行使は認めながら、それを適当な範囲に制約するということになつておつたのです。今度の東電の総会につきましては、その八つの電力会社につきましては、その点につきまして大した問題がなく、われくは完全に日発が株主権を行使することを承認いたしたわけであります。東電につきましてはあいにく重役

当局側と日発側との間に相当長い期間にわたりますいろいろ／＼ないきさつがおつたようでありまして、われ／＼おそ他の新電力会社と同じように円満な解決ができ、おそらく株主総会においてお互に表决を争うというようにならざるに落むことを希望いたしましたわたくしでございますが、残念ながら東電側におましまして新木会長を除きました現在の役員を全然変更する意思のないという線で徹底的にがんばつておられたようありますし、なお公益事業委員会につきましては、先ほど松本委員長からもお話をありましたよう、五月十六日でありますか、当委員会に対しまして先ほど申し上げたような線の申出がございました。つまり役員数をふやすことは話殺の事情から絶対に認めないようにしてくれ、なあ役員の額ぶれについてもこの際はいささかたりともこれを変更することは妥当でないということの相当強いお申出がありまして、われ／＼といったましては実は一年後に開かれます総会といふものは、初代の役員と申しますのは要するに官選の役員でありますからこれを株主総会において再検討するといふことが一番大きな問題であつたと思ふのであります。つまり決定指令で商法の規定を除外いたしまして、最初の役員を一年とし、なお定款にもそれに沿うた規定があつたと思ひます。その趣旨から申しますと、この際東電側の意向一つでもつてこの役員がどうしても変更できないということは非常におかしいでござります。その点われわれはいろいろ／＼検討いたしまして、あれらの範囲内において日発の申出はそれが

筋の通ったものであるならばこれは論
むべきである。しかしそれはなるだけ
話し合いでやつてほしい、こういうこと
を期待しつつやつておつたわけでござ
いますが、承認申請が参りましてなお
ら、われ／＼の最後の結論は實に総会
の前日の二十八日まで持ち越して様子
を見ておつたわけでございますが、二
十八日に至りましていよ／＼むかし
いということがわかりまして、なお三
名の新しい役員をこれに追加するとい
うはつきりした日発側の申入れもあり
ましたので、あらためまして東電の安
藏社長を招きまして、これについての
意見及び今後なお日発と折衝して、適
当な線を出す御意思があるかどうか
ということをお尋ねしたのでございま
すが、安藏社長は自分はこの問題につ
いては自分一個の責任においてずっと
やつて来たことであつて、ほとんど話
合いの余地はないと思うが、一度帰つ
て集められるだけの者で相談してみる
ということで帰られました。それから
そのあとすぐ公益事業委員会の方へ連
絡をつけまして、先ほど申しましたよ
うな相当きついお申出もあつたことでは
ございますが、しかし問題はきわめ
て重要でござりますので、あらためま
してただいまの日発の申出についての
御意見、及びこの問題について何とか
適当な打開策を講るために、この両
者間の調停に何らか手を打つていただき
たい、もう絶対話し合うこともしない
というきわめて強い返事があります
て、なお三名の重役につきましては、

判することはない。ただ今の十四人以上ふやすことは困るじゃないか、その人事に関しては、公益事業委員会と一 点張りで遂に話がつかない。さらに重ねまして公益事業委員会から、東電では何ら関与しないのだ、そういう方針なんだということをはつきり言って参られたのでござります。これはいささかどうも最初のお話とも違うようですが、いかんとも思いましたが、しかしそういうふうに申されますし、ごあつせんの余地も全然ないようには思いましたので、そこでわれ／＼といったしましては、先ほど申しましたような観点に立ちまして再検討を必要とする。一応三名の方につきましてはしてこれを拒否すべき理由もないようにも思いましたので、東電側から申し出られました十四名に、この三名を加えた方、十七名のうちから役員をふやさないという意味におきまして、十五名の方を選任する議決権を行使することについては、公取として承認したという決定を下した次第であります。もちろんこの線を出すといたとして、十五名の方を選任する議決権を私は私としては期待しておつたのでござります。これを決定いたしましたのがいろいろあるわけでありまして、この点につきましてはおその後の折衝を実じましても、この十五人の選び方はいろいろあるわけでありまして、この点を東電及び公益事業委員会にお伝えいたしましたところが、はたせるかな安蔵社長はただちに私のところへ見えました。それでございましたが、そうしてそれをして、前の態度とは打ってかわりました。ぜひこの問題については日発と話合いをしたいから、私にそのあつせんをしてくれ、橋渡しをしてくれといふことで、申出がありましたので、私はただちに

ので、そこに行くのはあたりまえの話です。それも何かのさしでもするといふような意味で行くのであつたならば、朝早くから行つております。ところが私どもの行つた時分には、もう半分以上済んでしまつて、第二議案だけが残つて休憩されておつたが、そういうことも知りませんで行きました。なるべく早く報告を聞きたいというので行つたにすぎないのであつて、何らわれわれがさしすなどする擁護もありませんし、やることではあります。もありといふようなことがあつたなら、証明をしていただきたい。もしそば、いうことがあつたのなら責任を負います。何ら関与するわけがない。また権限も何もない。早く報告を聞きたいという意味で行つております。それで最後の報告を聞いたときには、庭に外国人を呼んでおりましたので、すぐ帰りましたから、こまかい報告を聞かないと帰つてしまつた。そのこまかいで帰つてしまつた。それは瞭方になつて聞いたにすぎない事であります。

東電から金が来たとかなんとかいうふうなことは、公の機関によつてある程度調べられて、何らそんなことはない、それらは公益事業委員会始まつての話ではなき、昔の話であるということで、片かづいておるよう聞いております。それから何か名前で書くてどうとか

れはものを正しく、そらして正確な
つの批判をしなければならぬ。東電の
総会のときにおいても、あなたの事務所
に皆が集つたのはあたりまえではな
いかと言われるけれども、あなたの事務所
におられたわけではないと、當時日
報紙をしておつた者の話を聞いておりま
す。一旦流会を宣したときは、東電社員
長はまことに元氣もなくて意氣沮喪し
て流会を宣したのであります。それが
今度再開したときには、まるきり張り
切つて自信満々としてやつたといふこと
に対しても、いろいろとその裏で打
合せがあつて、おそらくあなた方がより
ろしいと言ふたに違ひなかろうと想
う。これについてはこれから調査して
材料を出します。今あなたが言つたそ
ういうことがあつたら責任を持つとい
う一言はいつまでも覚えておきます。
公益事業委員会は、こういう人事の問
題などについては、公平にこれらの問
題を処理しなければならぬのに、あなた
の方の態度はまことに不審であるとい
う私の見解は、今の御答弁では何ら考
解いたしません。

ればつぶれるといふようなお考へで、これで電気料金の値上げをしなければならないかどうか。現在三割程度の株主の配当をやつている肥料会社その他の会社の株は七百円見当である。一割五分の東京電力の株式は一株に直して八百円見当の値段であるといふことは、いかに株式市場においてこれが批判を受けているかということをおわかりなければならない。公益事業委員長は、このようない東京電力の株価の値上げ及び無償株あるいは増資ということについては、十分おわかりでなければならぬ。われわれは電源開発法に反対したのであるが、一本の電源開発に対する方を、一体公益事業委員会は默認をしておるのか、それともそれでいて求めるという一つの挑戦的なそういう方を、現電力会社の手で電源開発をするための資金をこのよだな姿によつて求めることになるのかどうか、これら二点についてもう一度御答弁を願いたい。

○松本政府委員 大きいものは御質問されることはございませんで、御議論のようには感じます。私はすべてあなたとは違つた見解を持つております。私どもは正しくいこをして、すべてそういう間違つたことは一つもないと思つております。ちやんと言つていただきたい。道筋説的のことに基いての御議論に對してはお答えのしよがないということを私は申し上げます。

○今澄委員 松本委員長、それは失礼であろう。われくは國民を代表して、國会の審議権に基いてあなたの答弁を求めておるのである。私の述べたことは決して抽象論ではない。東京電力の株式の四倍増資、そして一割五分の配当を約束して、八百円もの株価になつておるのに、なぜ電気料金の値上げをやつてやらなければならぬのか。そういう具体的な問題について、それはこうである。これはこうである。公益事業委員会は四倍増資を認めておる、いやそれは行き過ぎである、それらの見解があなたは説明できなくて、道筋説といふようなことで一休翁みますか、これは、一今澄が聞いておるのでなくして、議員に与えられた審議権に基いて、この東京電力の経理、並びにそのような株式操作、そのような増資といふものが電源開発に対するあなたの一つの大きな資金調達であるかどうかということを聞いておるのである。それはどういうところに使うのだ、四倍増資したならば、一体それはどううふうに処理するか、その将来はこうなるんだということを説明ができないから、廢止されるとはいひながら、公益事業委員長と言われますか。私はあ

員としての私の御質問に対し、ひとつ明確なお答えを願いたい。これは具体的な問題である。今申し上げた三つの点は、いずれも具体的な問題であるので、東電総会の問題とは別に、電気行政並びにその将来についてのあなたの御見解を承りたいこう言つておるのであります。

○松本政府委員　ただいま四倍増資をする、一割五分の配当をするとかいうお話がありましたが、そういうことは何らまだありません。これから先どうなるか。これから先の天気とか、いろいろなことで決定されることで、何をもういう話はまだ聞いておりません。四倍増資なんていうことはほとんどきましいと思います。そういう話はあなたから初めて伺つたので、そういうことなどがどこにあるのか、どこの会社でそういうことを決定したのか。役員会でいつそういうことを決定したか、そうしてついこの間初めて、前期の、かるうじてもよととした黒字の残るだけの決算報告があつたにすぎない会社が、次の期においてどういう配当をするかということはわかりません。一割五分の配当をすることにきまつておる、四倍の増資をする、そういうことこそ、これはだれか株価をつり上げるとか、いろいろのこととのためにする者が言ふこととであつて、何らそういう事実については私は聞知しておりません。そういうことがあるかないか先の話で、一つもわかりません。従つてお答えができるないということを言つておる。

を質問したときに、松水さんは、一割五分の配当ということは大体妥当であるので、これはわれくも認めておるが、増資は大体倍額増資見当がいいであります。無償交付つきで、四倍といふことはまことに行き過ぎであるということはわれくも忠告しておるけれども、計画としてはそのようなことが行われておるということが速記録に残つておる。だから私は公益事業委員長としてのあなたに質問しておるのである。あなたはそれを荒唐無稽と言わられるが、委員長代理、公益事業委員長の一人が言つておることをあなたは公益事業委員長としてどう思ひかということとを聞いておるということを御了承願いたい。

○松本政府委員　ただいまお話の松永さんがどういうことを言つたといふことについては私は承知しております。しかしそういふことは先の話で、本年の十一月ころにどうなるかわからぬ、さうなわからぬことについて私は何ら開示しておりません。それでお答えができると申したのです。その点はあたりまえのことと思ひます。

○今惣委員　ただいまあなたの御答弁を承つておると、松永委員長代理のいろいろな公務員としての行動についてもわれ関知せず、さらにまたそういう松永委員長代理が将来の見通しについて、公益事業委員としてこの委員会で申し述べておることについてもわれ関知せず。結局あなたは公益事業委員長としてはシヤツボにすぎないので、その現実は全部松永氏が一人で牛耳つておる、あなたはただお飾りにすぎないものであるということをみすから認め

き上げて来た小坂さんの二人がしのぎを削るところの大きな一つの争いであります。かように見ておる。日本の重大なると、電気事業界において長い間たたき業の中心であるべき電源開発や、日本の大な電気行政が、このようないか個人の争いのために大きく足踏みするということの不幸を、公益事業委員長としてのあなたが嘆かないとすれば、國を思わざるもまたはなはだしいものである。その時小坂さんが公益事業委員に松永さんを推薦されたいきつたり、推薦された松永さんが自己の信念通りに公益事業委員として電気会社を牛耳つて来たその現実や、自分が知つておるところの、いわゆる松永流の人間を電気事業関係に全部配置しておる現実や、これらのことは國民はちゃんと知つておるのである。全國民をばかにしてはいけません。そういう底流の上に今度の東電事件が現われたということについて、私は公益事業委員長としてのあなたに、もつと善処すべき道はなかつたかということを御質問申し上げたので、何を聞いてもそれはまだ将来のことであるというような御答弁であるならば、私は、将来公益委員会にはや聞く必要はございません。ただ一言、このようないか個人の争い、さらにその個人の背後にある政治勢力、それらのものが裏廻して今日このような事が現われておるということは、公益事業委員長としての職務が正常に行わられ、公益事業委員会が電気事業に関する

る職責を十分に果したものでない、か
ように断ぜざるを得ないが、あなたは
りつぱに職責を務めて日本の電気事業
はまことにスムースに行つたとお思い
であるかどうか、一言答弁を承つてお
きたいと思います。

○松本政府委員　ただいまの御議論に
対して、お互に議論することはこの
委員会の目的ではないと私は思う。私
は自分の職務を十分に尽し、日本の電
気事業はこれでこれからどうやらつ
て行けるような状態になつたということ
を信じております。それについて御
議論は幾らでもあります。ここで政
府委員と議員との間で議論をするとい
うことはこの委員会の御趣旨でないと
思いますから議論はいたしません。あ
なたの御見解、よく伺いました。しか
し私は違う見解を持つておるというこ
とだけを申し上げておきます。

○今瀬委員　私は以上東電関係につい
ては、非常に不満足であるけれどもこ
の辺で打切ります。

もう一つ松本さんに伺いたいのは、
ボ勅令による公益事業委員会並びに電
気事業再編成令の後法律案としての認
定については今審議しておりません。
そこで政府の行政機構改革によると、
公益事業委員会が通産省の公益事業局
に移つて、あなたの方の方は解散という
ことになります。こういう状態のもと
において、今度は電気の復元の法律が
出て参りますので、それが自由党政調
会できまつたような原案で出て来る
と、九つにわけた電気事業会社の中か
ら、関西電力のごとく中には配電系統
を見通されて、あなたとしては、公益事

事業委員会が廃止になつたためにどうなつてゐるか、一体どのようなことが電気事業と
よくな矛盾が生ずるか、並びに電気事業再編成で九分割した今の電力会社に
さらに復元等のことを行われるならば、一体どのように思ひます。

○松本政府委員 ただいまのお話は本
日ここで論ずるにはあまりに大きい問
題であります。かつ政府が発案をして、
その議案はすでに衆議院は通つたよう
に私は聞いております。その衆議院を
すでに通つてしまつたわれ／＼の委員
会の廃止ということに対しても、いまさ
らここで議論をするとか意見を述べる
必要はないよう思ひますので、その
ことはそれだけにしておきたいと思ひ
ます。

もう一つ復元の問題は、私はああい
う議案がもしそのまま通つたならば、
電力事業のために非常な阻害を來
し、よろしくないというふうに考えて
おります。そのまま通るかどうかとい
うことについては私は疑問も持つてお
ります。しかしこれもまたその方の委
員会等で必要があれば意見を申し述べ
たいと思います。

○今澤委員 いろ／＼まだ聞きたいこと
とも山ほどありますが、松本公益事業
委員長の答弁については、私は大きく
意見を持ち、公益事業委員会の責任者
としてまことに不十分であると思いま
すが、本日はこれで松本さんに対する
質問を終ります。

最後に横田公取委員長に対しても
御伺いたいのは、いろいろ御意見が

ございましたが、あなたの方で議決権の行使を許したのは、ただいままでのあなたの答弁で大体私は了承いたしました。しかし名前をあげては失礼であるけれども、この三名の候補の中の二名はどう考へても電気事業の経営者として非常に不適格であると私は思う。そこで公益事業委員会が、九分断のときこれらの人事について最初に公表したときに責任を持つてやるべきであつたにもかかわらず、一部に非常な不満があつたものを強行したのが、それに対して公取委が議決権の行使を与えたことは、人事の上に、何か一つりづばに納まるべき会社経営としての姿を実現したいという努力も私はあつたことであろうと思う。しかるに電気事業にあまり関係のなさそうな二名の人を入れた十七名のうちから十五名の議決をするように行使権を与えたということはいささか軽率ではなかつたか。そこで公益事業委員会、東京電力それからあなたのところとの交渉の経過を妥協でき、東京電力側も取締役に新井さんを就任せしめて話がまとまるといふことで円満な総会ができるれば仕合せであるが、その際においてもければ人員を少し整理して、国民の負担による公益的な電力事業としては十五名の重役は多過ぎると思う。松永委員長代理はこれをうんと減らすということをわれ／＼の前で約束したけれども実現しておらない。公益事業委員会はそれらの問題については約束されるけれども、全然口約束でだめなんだ。東電の人事についてここまで公取委の立場

から立ち入った以上は、将来の人事についても、少くとも日発が清算株を持つておる以上は、何らかもう一骨折つてこれを円満に妥結せしめることが電

気事業界、産業界のためにもプラスであると思うが、あなたの所信とお見通しを伺つて私の質問を終ることにいたします。

○横田(正)政府委員 新たな三人の方の問題につきまして今こではつきり申し上げられることは、もしあの三名の方について公取委がきわめてはつきりした自信を持つておりましたら、おそらくこの三名の方を必ず入れて選任の決議をするという決定をしたであろうということをお答えいたしまして、あとは御想像におまかせしたいと思います。

なお今後の問題については、こういう結果になりましてたいへん国民にも御心配をかけておることと思いますが、幸い関係の方々がだん／＼冷静になられておるようでありまして、中間に立つてそれをあつせんするというような動きも具体的に見えておるようございます。公正取引委員会として私たちだけで何らかの手を打つというようなことはもちろんできないことありますが、その現実の流れに沿いまして、公正取引委員会としてやつてよろしい範囲内におきまして、妥当な解決に持つて行くために最善の努力を尽したいと考えております。

○高木委員長代理 本日はこの程度にいたし、次会は明日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

昭和二十七年六月十一日印刷

昭和二十七年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 厅